

第2次宇都宮市文化振興基本計画概要

第1章 計画の概要

【1 策定に当たって】

本計画は、前計画の評価と文化を取り巻く環境と市民ニーズの変化を踏まえ、市民が宇都宮ならではの貴重な文化に気付き、誇りと愛着を感じ、豊かに暮らすことができる社会の実現を目的に策定するもの

【2 文化振興の意義と文化の範囲】

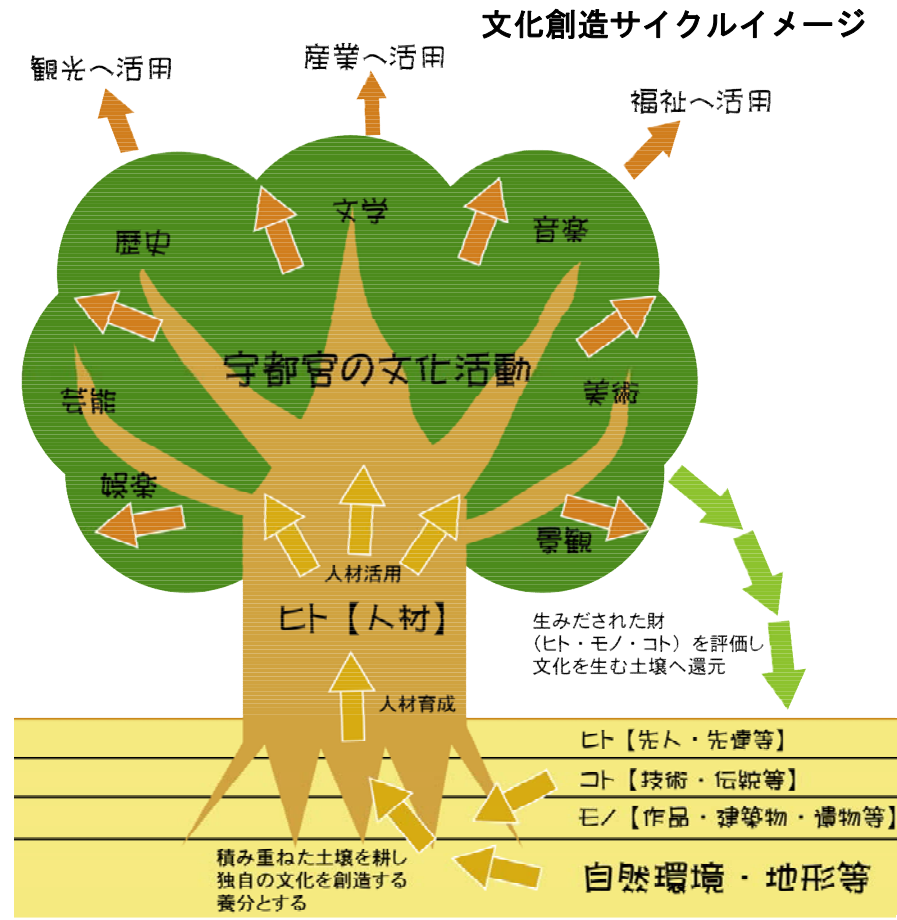
文化は豊かな人間性と創造性を育み、人と人をつなぎ、絆を強めるなど、地域の豊かな発展等への波及効果が高い、市民が共有・継承すべき公共財である。本計画では文化に対する理解促進のため、「文化創造のサイクルイメージ」を設定するとともに文化の範囲を示すこととする。

【3 計画の位置付け】

本計画は文化課を始め庁内各課で実施している個別事業を文化振興の観点から関連付けし、総合的かつ効果的に施策の方向性を示すもの。また、文化芸術振興基本法、宮っこ未来ビジョンを踏まえるとともに、第5次宇都宮市総合計画基本計画に掲げる基本施策「個性的な市民文化・都市文化を創造する」を実現する計画

【4 計画期間】

平成28年度から平成37年度までの10か年計画とし、必要に応じ、随時見直す。



第2章 文化を取り巻く環境の動向

1 社会情勢

▽価値観の多様化▽少子高齢化の進展と活力ある地域づくり ▽グローバル化の進展 ▽高度情報化社会の到来▽環境意識の高まり

2 国の動向

・「文化芸術振興基本法」公布・施行 (H13)
・「第4次文化芸術に関する基本的な方針」閣議決定 (H27)
⇒ オリンピック・パラリンピックを見据え、まちづくり・観光など周辺領域への波及効果を視野に入れた文化振興を促進

3 県の動向

・「文化振興基本条例」(H20年)、「文化振興基本計画」(H21年)

4 市のまちづくりの動向・文化の位置付けと文化振興の役割

・『総合計画』、『宮っこ未来ビジョン』、『ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン』、『まち・ひと・しごと創生総合戦略』における文化の位置付けと役割を整理

■本市の文化振興に求められる役割

- ①創造できる人づくり
- ②都市の個性づくりと発信
- ③魅力ある拠点の創造

5 宇都宮の文化の特色と歩み

・「内陸の交流都市」として発展してきた本市の歩みを整理し、長年の積み重ねにより形成された本市の豊かな文化的環境を把握

第3章 本市の文化の現状と課題

1 宇都宮市の現状

▽本市の歴史と伝統 ▽生活文化の継承▽文化と支える人々の存在▽質の高い芸術文化に触れ、学ぶことが出来る環境

2 前計画 (H18~H27) の評価

基本方針Ⅰ 自主的な文化芸術活動を展開しやすい環境づくり

⇒文化活動をしている市民の割合が目標8割に届かなかった。(実績 63.9%※1)

基本方針Ⅱ 文化遺産・伝統文化などを活かし伝える仕組みづくり

⇒文化財保存団体数が目標を上回ったが、高齢化などにより担い手不足が指摘されている。(実績 52 団体)

基本方針Ⅲ 文化資源を活用した宇都宮の特色づくり

⇒文化に個性や魅力を感じている市民の割合が目標の5割に届かなかった。(実績 26.2%)「分からない」との回答が半数以上いた。

3 市民アンケート結果 (H26 実施, 前回調査 H21)

- ・1年間に文化芸術の鑑賞・見学をした市民は前回調査から横ばい
- ・文化芸術活動を行った市民は前回調査よりも減少
- ・「子どもが芸術に親しむ機会の充実」「子どもが文化財や地域の伝統芸能に親しむ機会の充実」が必要
- ・文化情報の発信に不満を持つ人が多い。
- ・宇都宮の歴史や文化を知らない市民が多い。

4 今後重点的に取り組むべき課題

課題1 市民の文化体験及び活動のための環境づくりや情報発信の充実

- ・市民の「文化鑑賞」等が停滞気味にある状況が見受けられるため、市民が暮らしの中で文化の活動などに取り組めるよう、気軽に鑑賞や活動などが出来る環境づくりが必要
- ・オリンピックなど、国内外へ情報を発信する好機に恵まれており、文化情報の発信に関する市民ニーズが高い状況にあり、宇都宮の誇るべき文化や様々な文化活動情報等に、市民等が自在に触れることができる、情報発信の充実が必要

課題2 文化を支え、担える人材の育成・活用

- ・文化は創造性などの豊かな感性や地域社会の連帯意識などを養う力を持った「公共財」であり、この文化に、子供が親しむ機会を充実させる必要性に関する市民意識は高い状況にあります。
- ・文化を支え・担う人材の育成を推進し、創造性や社会性、世界的な視野などを備えた人材や地域の文化財や伝統芸能を守り伝えている人材を育成が必要

課題3 誇りとなる「宇都宮文化」の創造・継承

- ・本市は、魅力的な歴史や多様な文化的資源など豊かな文化的環境を有しているものの、「宇都宮の文化が分からない」という市民の意見が多く聞かれる状況にあります。
- ・本市の多様な文化的資源の調査や評価・再評価を進め、その価値を市民に分かりやすい「カタチ」で表現していくとともに、本市の文化を構成する重要な要素である文化財などを、次世代に引き継いでいくことが必要

課題4 文化の力の活用(文化を通じた人と人の絆の強化)

- ・文化は、豊かな人間性と創造性を育み、人と人をつなぎ、絆を強めるもの、さらには成熟社会における成長の源泉となり、地域の豊かな発展や多方面の分野への波及効果が高い公共財です。
- ・文化が、まちづくり・観光など周辺領域への波及効果を視野に入れ、その効用が、本市の様々な分野で生かされ、都市全体の活性化につながるよう、他分野と連携したまちづくりの推進が必要

第4章 文化振興の基本理念と基本方針

■基本理念

くらしの中に文化が息づくまち 宇都宮
～豊かな文化を感じ、未来につなぐ～

■基本方針

I 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進

市民が日頃のくらしに文化を取り入れ、文化活動を行っていくために、文化芸術に触れる場を充実させていくほか、発表・活動の環境や文化芸術を学べる環境を充実させるとともに、情報発信機能の充実など、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、市民が文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりを推進する。

指標	文化・芸術を鑑賞・見学をした市民の割合			設定理由
平成21年度	平成26年度	平成27年度	設定理由	
77.4%	79.3%	90%	1年間で約1%の増加を見込む。	

II 文化をつなぐ人材育成の推進

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、文化を先導する人材の育成や担い手の育成のほか、地域で育む伝統や生活文化を守り・伝える団体の育成支援を進めることにより、文化をつなぐ人材の育成を推進する。

指標	文化活動をしている市民の割合 ※2			設定理由
平成21年度	平成26年度	平成27年度	設定理由	
43.3%	39.7%	50%	計画期間内に市民の半分が文化芸術活動に関わることを見込む。	

III 宇都宮文化の創造・継承の推進

市民が宇都宮の文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、地域文化に関する調査研究を進め、その評価及び再評価を行うとともに、次世代に引き継ぐべき新たな文化の創出を推進する。また、これまで積み重ねられた地域文化について把握・整理を進め、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進する。

指標	宇都宮の文化を誇りに感じる人の割合			設定理由
平成21年度	平成26年度	平成27年度	設定理由	
—%	—%	60%	国の文化芸術の振興に関する基本的な方針の成果指標に準拠	

IV 文化を活用したまちづくりの推進

文化が、まちづくりの力として生かされるよう、地域の魅力づくりへの活用や絆づくりへの活用を推進するとともに、交流を生む文化の力を活かした、多文化共生や国際交流の推進に取り組むことにより、文化を活用したまちづくりを推進する。

指標	文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合			設定理由
平成22年度	平成26年度	平成27年度	設定理由	
11.2%	11.9%	20%	1年間で約1%の増加を見込む。	

※1 文化活動者及び一般市民の合算とした割合

※2 前計画基本方針Iのアンケート母数を一般市民からの無作為抽出に変更

展開

第5章 文化施策の展開方向【詳細は参考資料】

- 基本方針Ⅰ**
- 基本施策1** 文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進
 - 基本施策2** 文化情報の収集・発信機能の充実
- 基本方針Ⅱ**
- 基本施策1** 文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出
 - 基本施策2** いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進
 - 基本施策3** 地域の文化を守り・伝える人材・団体の育成・支援の推進
- 基本方針Ⅲ**
- 基本施策1** 宇都宮文化の評価・創出の推進
 - 基本施策2** 宇都宮文化の保存・継承の推進
- 基本方針Ⅳ**
- 基本施策1** 地域の魅力づくりへの活用の推進
 - 基本施策2** 絆づくりへの活用の推進
 - 基本施策3** 多文化共生や国際交流の推進

より効果的に施策を展開

第6章 文化施策推進プロジェクト

より効果的に施策を推進するため、複数の施策の方向性を横断的に結合させ、戦略的に推進する文化振興プロジェクトを設定することでより効果的な事業展開を図るもの

【project1】～創造できる人づくりのために～
市民と宇都宮の文化をつなぐ「うつのみや文活プロジェクト」

【project2】～都市の個性づくりの発信と魅力ある拠点創出のために～
「文化遺産を活用した宇都宮活性化プロジェクト」

第7章 計画を推進するために

- 協働による文化芸術の振興
市民、団体等、芸術家、教育機関、企業、(公財) うつのみや文化創造財団、市がそれぞれの役割の下、主体的に活動に取り組む。
- 計画の進行管理
前計画より引き続き庁内推進委員会の継続設置。計画の進行管理を行う。また、プロジェクトの検討は同推進委員会の下部組織である専門部会で実施

【project1】～創造できる人づくりのために～
市民と宇都宮の文化をつなぐ「うつのみや文活プロジェクト」

【目的】

市民アンケート調査により文化への関心が大きく減少している現状を踏まえ、市民が身近にある文化に気付き、新しい文化芸術活動にチャレンジする機会をより当たり前のこととなる環境づくりに取り組み、市民一人一人の成長を促すプロジェクト

【取組の方向性】

- ・ふれあい文化教室等の拡充や地域学校園との連携による未就学児等の参加促進など、文化に触れる機会の多様化を推進する。
- ・市民の文化活動の成果を積極的に発表できる機会として、市民芸術祭・ジュニア芸術祭を推進する。
- ・歴史、文化、芸術等に係る講座やイベント等を、体系的に整備・拡充し、既存広報媒体や民間事業者との連携などにより、それらの情報を効果的に発信する仕組みをつくる。
- ・大学・専門学校等の人材を活用し、新たな文化事業の企画など、若手アーティストの発表機会の創出や活動支援を促進する。
- ・企業や個人からの寄付を受入れ、社会全体で文化事業の活性化を推進していく仕組みづくりを、文化創造財団を中心に推進する。

【構成施策】

NO.	施策の方向性	重点	所管課
B3-1	芸術・伝統文化関連講座の推進	★	文化課
A2-1	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進	★	文化課
A3-1	文化創造財団による講座の推進	★	文化課
C2-1	本市ゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進	★	文化課
A3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進		生涯学習課
D3-1	地域や学校における地域文化財活用事業の推進		文化課
B4-1	保育園等における文化の学習機会の充実		保育課
B1-2	身近に学べるマッチング事業の支援		文化課、生涯学習課、学校教育課
B1-3	文化活動者の活躍促進		文化課
B2-2	文化会館の利用団体・演奏家との連携事業		文化課
A2-3	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出		文化課
A2-4	民間施設との連携・活用の検討		文化課
B5-2	企業や文化振興財団等による助成事業の活用		文化課
D4-2	企業等と連携した文化振興事業の推進		文化課
D4-3	大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進		文化課



【project2】～都市の個性づくりの発信と魅力ある拠点創出のために～
「文化遺産を活用した宇都宮活性化プロジェクト」

【目的】

市民が本市の歴史・文化財及び自然環境に親しみ、郷土への理解を深めるとともに、貴重な資料等を次世代へ引き継ぐために、文化財等の調査・評価・保全に取り組むとともに、本市を象徴する大谷石等の文化遺産の価値を分かりやすく表現するストーリーを創出し、国内外に発信することにより、文化財への理解、地域の活性化を促進するプロジェクト

【取組の方向性】

- ・歴史文化基本構想の策定を進め、発信力の強化を促進するため、文化庁が創設する「日本遺産」への認定に取り組む。
- ・新市史編纂事業など文化資源の調査・研究を進めるとともに、それらの資料等の収集・蓄積等の保存の在り方について検討を進める。
- ・本市独自の景観を創り出す大谷石建造物等について、景観上の重要性を普及啓発するとともに、その保全と活用の促進に取り組む。
- ・文化遺産の価値を広く発信するために、ICTを活用した情報を発信し、国内外を視野に入れた観光の振興に取り組む。
- ・まちなかに、広域的な文化情報の発信機能や既存の文化施設(「サテライト」)を結び付ける機能などを持つ文化情報交流拠点(「コア」)の形成に向けた検討を進める。

【構成施策】

NO.	施策の方向性	重点	所管課
C1-3	日本遺産認定への取組(歴史文化基本構想の策定)	★	文化課
C4-4	文化財保護法に基づく歴史的建造物保存事業の推進	★	文化課
C5-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	★	都市計画課
C1-2	史跡等整備の推進	★	文化課
C1-4	宇都宮市民遺産認定制度の創設		文化課
A3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進		生涯学習課
A4-3	ICTを活用した情報発信の推進		文化課
C1-5	新市史編さん事業への取組		行政経営課、文化課
C4-1	多気城跡の保存に向けての調査の推進		文化課
C4-3	文化財の収集・蓄積の基盤整備		文化課
D1-1	文化を活用した観光の振興		観光交流課
D2-5	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進		公園管理課



【基本理念】
 暮らしの中に文化が息づくまち 宇都宮
 ～豊かな文化を感じ、未来につなぐ～

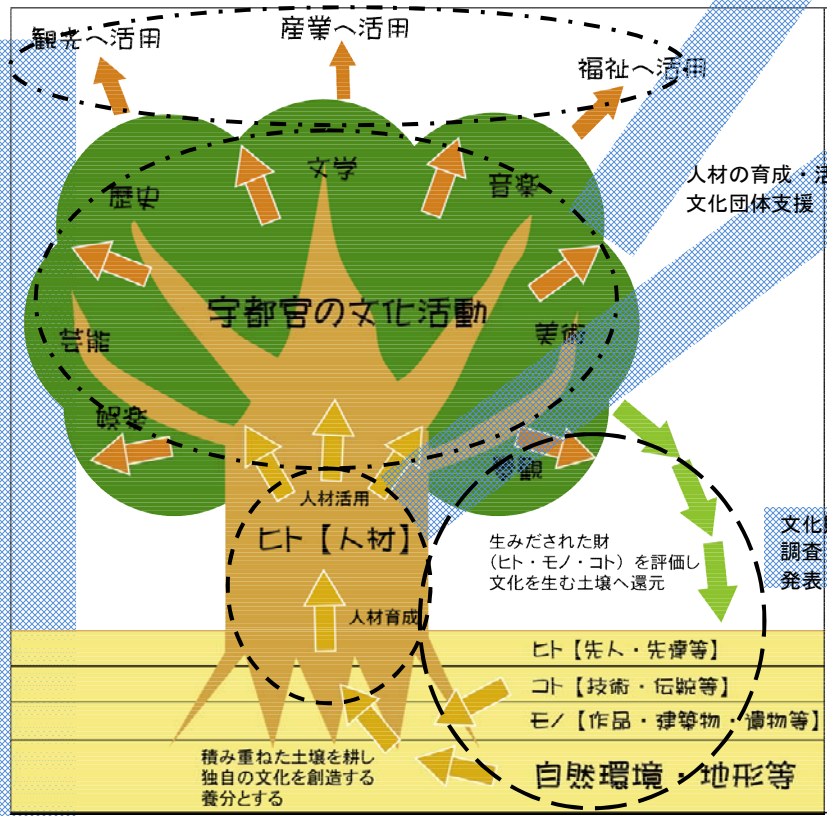
《文化振興の課題》

①市民の文化体験及び活動のための環境づくりや情報発信の充実

②文化を支え、担える人材の育成・活用

③誇りとなる「宇都宮文化」の創造・継承

④文化の力の活用(文化を通じた人と人の絆の強化)



【文化創造のサイクル】

基本方針1 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進

基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO.	
文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進	文化に触れる場の充実	文化会館・美術館での鑑賞機会の充実		★	A1-1	
		ジャズのまち事業の推進			A1-2	
		文化財公開施設を活用した周知啓発事業の促進			A1-3	
		図書館における文化情報の周知啓発の促進	◎		A1-4	
		歴史・文化の周知啓発事業の推進			A1-5	
	発表・活動環境の充実	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進		★		A2-1
		百人一首事業の推進				A2-2
		身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出				A2-3
		民間施設との連携・活用の検討				A2-4
		青少年の発表機会の創出				A2-5
学びの機会の充実	障がい者の発表機会の創出				A2-6	
	地域文化祭の推進				A2-7	
	文化創造財団による講座の推進		★		A3-1	
	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進				A3-2	
	宇都宮市民大学の推進				A3-3	
文化情報の収集・発信機能の充実	高齢者の学びの機会の促進				A3-4	
	文化情報の収集・発信機能の強化	◎	★		A4-1	
	ホームページを活用した情報発信の推進				A4-2	
	ICTを活用した情報発信の推進	◎			A4-3	
	パブリシティによる情報発信の強化				A4-4	
文化芸術団体の情報発信の支援の強化	◎			A5-1		
		ウェブを活用した文化団体情報の発信強化				

基本方針2 文化をつなぐ人材育成の推進

基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO.
文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出	文化を先導する人材の育成支援	若手芸術家の育成の促進(宇都宮エスベール文化振興事業)		★	B1-1
		身近に学べるマッチング事業の支援	◎		B1-2
	文化活動者の活躍促進	◎		B1-3	
いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進	芸術家の発表・交流活動の支援	芸術家の発表・交流活動の支援			B2-1
		文化会館の利用団体・演奏家との連携事業			B2-2
	児童・生徒の育成の推進		★		B3-1
地域の文化を守り伝える人材や団体の育成・支援の推進	幼児の育成の推進	保育所等における文化の学習機会の充実			B4-1
		宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進			B5-1
	多様な世代の育成の推進				B5-2
市民ボランティアの育成・支援	文化ボランティア養成講座の開催	企業や文化振興財団等による助成事業の活用			B6-1
		文化ボランティア団体の育成・支援		★	B7-1
	文化団体の育成・支援				B7-2
		文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化			

基本方針3 宇都宮文化の創造・継承の推進

基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO.
宇都宮文化の評価・創出の推進	歴史・文化の評価・創出の推進	新たな歴史・文化の再評価・再発見			C1-1
		史跡等整備の推進		★	C1-2
		日本遺産認定への取組	◎	★	C1-3
	ゆかりの人物等の評価の推進	宇都宮市民遺産認定制度の創設	◎		C1-4
		新市史編さん事業への取組	◎		C1-5
		調査研究活動の強化	◎		C1-6
宇都宮文化の保存・継承の推進	景観・まちなみの評価・創出の促進	本市にゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進		★	C2-1
		うつつのみや市民賞の推進			C2-2
	文化財等の保存・継承	まちなみ景観事業の推進			C3-1
		うつつのみや百景事業の推進			C3-2
	景観保全の促進	景観形成重点地区等の指定の推進			C3-3
		多気城跡の保存に向けての調査の推進			C4-1
多様な豊かな自然環境の保全	文化財等の保存・継承	史跡・名勝・天然記念物等の保存			C4-2
		文化財の収蔵・蓄積の基盤整備			C4-3
	景観保全の促進	文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進		★	C4-4
		景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	◎	★	C5-1
多様な豊かな自然環境の保全	大谷の文化的景観保存活用事業の推進			C5-2	
	大谷・多気地区美観事業の推進			C5-3	
		文化財を通じた自然環境理解の促進	◎		C6-1
		自然環境の把握と周知啓発の推進	◎		C6-2

基本方針4 文化を活用したまちづくりの推進

基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO.
地域の魅力づくりへの活用の推進	観光への活用	文化を活用した観光の振興			D1-1
		文化資源を取り入れた地域イベントへの支援			D1-2
	地域活性化への活用	【再掲】景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	◎	★	D2-1
		文化資源を活用した集客交流の促進		★	D2-2
		ジャズのまち活性化事業の推進			D2-3
絆づくりへの活用の推進	地域の絆づくりへの活用	妖精資料活用事業の推進			D2-4
		城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進			D2-5
	企業・産業や大学等との絆づくりの推進	地域や学校における地域文化財活用事業の推進			D3-1
		【再掲】芸術・伝統文化関連講座の実施		★	D3-2
		地域学講座の推進	◎		D3-3
多文化共生や国際交流の推進	多文化共生や国際交流の推進	伝統工芸や地場産業との連携の推進			D4-1
		企業等と連携した文化振興事業の推進	◎		D4-2
		大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進			D4-3
		多文化共生フォーラムの開催	◎		D5-1
多文化共生や国際交流の推進	多文化共生や国際交流の推進	姉妹都市との文化芸術交流の推進			D5-2
		国際理解講座の実施			D5-3
		文化施設等を活用した文化交流の推進	◎	★	D5-4

文化活動の支援
文化財の活用

人材の育成・活用・教育
文化団体支援等

文化財の保護
調査・研究
発表

他分野への活用